



令和7年4月1日
小平市立小平第五中学校
校長 伊藤 克行

令和7年度 学校経営方針

1 基本的な方針

- (1) 日本国憲法、教育基本法、学校教育法等の諸法令ならびに中学校学習指導要領、小平市教育委員会規則等を遵守し学校経営に当たる。
- (2) 国や東京都の教育改革の動向を踏まえるとともに、小平市教育振興基本計画がめざす人間像と基本理念の具現化を図る。

2 めざす学校像

学校は、生徒にとって楽しく安心して過ごせる「居場所」であり、また、自立に向け社会性を身に付ける「学びの場」である。そこで本校では、小平市の教育がめざす人間像のキーワード「自立」「貢献」「共生」を踏まえ、次のような生徒像と教師像を掲げる。

(1) めざす生徒像

- 規律を守りつつ自他を尊重し、社会に貢献できる生徒
- 自ら学び、よく考え、正しい判断ができる生徒

(2) めざす教職員像

- 生徒一人一人を大切にし、生徒の良さや個性を伸長する教職員
- 互いを認め、信頼し、協力できる教職員
- 常に自らを振り返り、日々研鑽に努め、切磋琢磨できる教職員
- 地域や保護者と積極的に関わり、信頼に応える教職員

3 教育目標

- | | | |
|---------|-----------|-------------|
| ○ 考える人間 | ○ たくましい人間 | ○ 思いやりのある人間 |
|---------|-----------|-------------|

4 教育目標を達成するための具体的な方法

(1) 人権尊重教育の推進

人権尊重教育を推進していくには、一人一人の生徒が、安心して生活ができ、自分の思いや考えを自由に表現できる学年や学級が前提となる。そのためには、十分な生徒理解の上に立って、学年、学級経営を行う必要がある。

日常生活では

- ①生徒の多様性を認め、生徒の意見をきちんと受け止めて聞く。
- ②温かく丁寧な声かけをする。
- ③連絡帳や休憩時間の会話から、悩みや願いを把握する。

などを心がけ、一方で、間違っことは決して許さないという毅然とした姿勢を持ち、人を傷つける言動があった場合には、即時に対応する事が肝要である。

多様性を認め、差別のない、友達を大切にし合える、居心地が良い学校にするため、例えば孤立している生徒に対しては、周りの生徒がそれに気づき、自分たちの問題として捉え、解決に向かって取り組んでいくような学年・学級経営を行う。

そこで学年・学級経営では以下に示す3点を付けさせることを目標にする。

- ① 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考え。気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
- ② 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力、そのための技能
- ③ 自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

(2) 学習指導要領の実現に向けた授業改善と教育活動の充実

「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行う。また、PDCAサイクルによる教育課程の管理、地域の人的・物的資源の活用、教科等横断的な学習の充実など、カリキュラム・マネジメントを実現する。

① 学力の向上

授業のねらいや流れを生徒に分かりやすく明示するとともに、教授することと思考させることを区別し、生徒自身が自分の学力や興味に応じて取り組める個別最適な学習を積極的に取り入れる。また、指導と評価の一体化を意識した授業を行い、適正で信頼される評価評価が行えるよう全教職員で研鑽に努める。

授業内で生徒が自身の学習状況や到達度を振り返ることができるようにし、家庭学習では、生徒自らが学習状況に合わせた習熟に取り組むなど、自ら学ぶ姿勢を身に付けさせる。

② 体力の向上

健康や食への関心をもたせるとともに、体力向上に関する取組を実施し、心身の健康づくりに努める態度を育成する。また、生涯スポーツの視点に立ち、スポーツに関心をもたせるとともに、その意義や役割を理解し実践できる態度を育成する。

③ ICTを活用した教育活動の工夫

デジタルとアナログそれぞれの利点を理解し、場面に応じてICTを効果的に活用できるようにする。学習者用端末を活用した家庭学習を推進し、定着を図る。

(3) 生徒の健全育成に向けた特別活動と生徒指導・進路指導の充実

① 特別活動の充実

生徒が自主的・実践的に活動し、合意形成や意思決定をできるような学級活

動を工夫するとともに、一人一人の生徒が、学校組織の一員であることを自覚して、主体的に生徒会活動や学校行事に向けて取り組み、参加することができるようにする。また、**こだいら特別活動の日で年間の目標設定をする。**また、中学校区の小学校（一小、十二小、上宿小）と連携し、児童会・生徒会合同サミットを実施し、9年間を見通した教育活動の充実を図る。また、生徒会活動としてのボランティア活動の充実を図る。

② 生活指導の充実

教職員が生徒理解に努めるとともに、教職員全体で共通理解、共通実践を徹底する。**校則等のルールは時代の変化にあわせて見直しを行い、ルールで生徒を管理するのではなく、場面に応じて生徒が自ら考え、判断し正しい行動をとることのできるよう育成する。**

副担任は学級担任とともに出席確認や給食指導を行うなど、組織的に生活指導を推進する。生徒が互いに安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、次のような生徒や集団を育てる。

- ・積極的にあいさつができる生徒
- ・違いを認め、互いを理解し思いやることができ、いじめや暴力のない集団
- ・失敗を素直に認め、改善に向けて取り組める生徒
- ・社会のルールを守り、物事の善悪が判断できる生徒
- ・**インターネット、ICT 機器を適切に活用できるリテラシーもつ生徒**

③ キャリア教育の充実

生徒一人一人の社会的・職業的自立および自己実現に向けて、職場体験等、**体験活動の充実を図るとともに、特別活動を要として、すべての教科等で横断的に取り組む。**キャリア・パスポートの活用を図る。

④ 部活動の充実

部活動は教育課程外であるが、教員にとって生徒理解の機会であるとともに、生徒にとって異年齢集団における交流の場でもあるという教育的意義を踏まえ、適切な運営体制の下、効果的に部活動を実施する。一方で、教員の働き方改革の側面から、本校で策定したガイドラインに沿って、効率的に練習を行い、目的を達成できるよう指導の工夫を行う。

(4) 特別支援教育の充実

① 個に応じた指導

特別支援教育コーディネーターを中心に、特別な支援を必要とする生徒一人一人、個に応じた教育を実現する。専門的な見地からの支援を組織として学校生活で生かせるよう、校内委員会を通じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、巡回相談員等と情報共有を行い、**助言を得ながら組織的に対応する。**特別支援教室「一橋」との情報共有を密にし、**特別支援教室での指導を学校生活に生かせるようにする。**

登校が難しい生徒については、生徒本人や家庭に寄り添い、登校できなくても、自分の将来を考え、学習に意欲的に取り組むことができるよう、コミュニケーションツールとしてICTを活用したり、関係機関と連携することで、

生徒や家庭を支える。

② 組織的な特別支援教育の推進

「学校生活支援シート」や「連携型個別指導計画」の作成を進めるとともに、校内 委員会を週 1 回開催し、組織的に特別支援教育を推進する。また、交流教育等を通して、障がいへの理解を深めるとともに、共に生きる態度を養う。

③ ユニバーサルデザインの視点での教育環境の整備と授業改善

すべての生徒にとって、分かりやすい授業及び居心地のよい教育環境を提供するための工夫を研究する。教室環境の整備はもとより、授業のねらいや流れを明示する、生徒が取り組みやすいプリント、テスト作成など、一人一人に寄り添った分かりやすい授業改善と、学力をつけるための適切な支援を行う。

④ 特別支援学級との交流と相互理解

通常の学級の学校行事等における交流や特別支援学級の職員による、通常の学級の生徒への障がい理解教育を通して、全校生徒に障がいを正しく理解させ、「相手を理解し、思いやり、支える」心と態度を育てることにより、障がいの有無にかかわらず共に生きる共生の精神を育てる。

(5) 特色ある教育活動

① 校内研究

次の 2 つを柱として研究に取り組む

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
- ・特別な支援を必要とする生徒に対する授業内の支援

② 朝読書

毎朝、登校後の始業前に読書を行うことで、落ち着いて一日をスタートさせるとともに、豊かな感性と考える力を育成する。

③ あいさつデー

毎月 5 のつく日のうちの一日を「あいさつデー」とし、生徒会役員や専門委員が登校生徒にあいさつを呼びかける。日常的に気持ちよくあいさつできる生徒の育成を目指す。

④ 児童会・生徒会合同サミット

校区の小学校（小平第一小学校、小平第十二小学校、上宿小学校）と連携し、テーマに基づく協議を行い、各校の子供たちの実践的・自治的活動を推進するとともに、児童・生徒及び教員が互いの校種の理解を深める。

⑤ 性教育、多様性理解教育の推進

情報化の進展など生徒を取り巻く環境が変化し、若年層の性感染症やインターネットを介した性被害の増加などの問題や、性の多様性について理解を深め、全ての人の人権を尊重できるよう、外部講師を招いた講演を各学年の成長段階に応じて年 1 回実施する。

⑥ 学校支援ボランティア事業

保護者・地域・学生等が、学校支援ボランティアとして授業や学校行事など、学校が必要とする教育活動や環境整備等の支援を行う事業を推進する。

また、放課後の生徒の居場所作りと学習習慣の確立を目的として、地域の人材を活用した「放課後学習教室」「部活動待機自習室」を、6月から2月までの毎週水曜日午後3時から午後4時に実施する。

各種検定試験についても教員主導ではなくボランティアによる運営に移行を進める。

5 学校経営方針実現のための基本的な事項

(1) サービスの厳正

教職員一人一人が、教育公務員として、社会人としての自覚と責任をもち職務行動に当たる。東京都教育委員会や小平市教育委員会から示される通知等を周知・徹底するとともに、校内研修会や職員会議等において事例に基づく研修等を行う。

(2) 教員の資質・能力向上に向けた組織的な人材育成と研修等の充実

① 主任教諭および主幹教諭について、OJT担当者やOJT責任者としての自覚を促し、組織的に教員の人材育成を行う。

② 放課後ミニ研修の実施

新規採用3年目までの教員および希望する教職員を対象に、OJTの一環として「放課後ミニ研修」を実施する。主任教諭・主幹教諭が研修の講師を担う。

(3) コミュニティースクールにおける家庭・地域との連携（地域に開かれた学校作り）

① チーム五中

学校は地域の中にあり、地域とともにある。地域の人的・物的資源を有効に活用するとともに、家庭・地域に学校の情報を発信するなど、地域に開かれた学校作りを推進する。生徒の育成には、学校、家庭、地域の連携、協働が必要であるため、皆がチームとなってそれに取り組む。

② 学校運営協議会による学校支援

地域教育コーディネーターを中心に、地域住民による学校支援ボランティアを促進し、生徒の安全・安心を確保するとともに、教育活動の充実を図る。今年度は以下の2点を重点とする。

- ・各種検定（英検・漢検・数検）の運営
- ・学校行事ボランティアの募集と運用

③ 学校ホームページやスクールメールを活用した情報発信

学校ホームページやスクールメールを活用して、学校の教育活動の様子や伝達事項を適宜適切に家庭及び地域に発信する。

6 その他

(1) 教員の働き方改革の実現

国や東京都の動向を注視しながら、教育の質の向上を前提とした教員の働き方改革を進める。経営支援部の活用を通して、組織的に校務改善を進めるだけでなく、教員一人一人が業務改善の意識を持ち、担当業務の効率化を目指す。子育て中の教員が安心して学級担任を引き受けられるような組織的対応のできる学年・学校にする。また、外部人材を活用した教育活動の推進、職務や役割の明確化、会議等の在り方の見直し、情報伝達方法の徹底など、学校で取り組めることを進めていく。